

(陳受18第24号)

地域包括ケア体制確立に関する陳情

受理年月日

平成18年8月28日

陳情者

桜堤1-2-17-201
介護保険むさしの市民の会
代表 小平 洋

陳情の要旨

税制や介護、障害の医療制度の改定により、低所得の年金生活高齢者、障害者の生活は困難になっています。7月からの療養病床報酬大幅引き下げによる退院強要や、収入減により国民医療保険の支払いができず医療が受けられなくなる懸念も増加しています。国は市町村に権限を委譲し、在宅介護、在宅医療の推進を掲げています。市はこの現実を直視し、高齢者、障害者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、早急に武蔵野方式の地域包括ケア体制を確立してください。6年前、市は介護保険制度になっても今までの介護水準は低下させないと宣言し、市民を安心させました。今回の諸改定でも、市の基本姿勢を示していただきたいと思います。以上のことから、下記事項について陳情いたします。

記

1. 市内に地域包括ケアについて、責任と権限をもって推進し、地域包括支援センターを支援し統括する部署を設定すること。
2. 市内の中学校の学区域に相当する地域を日常生活圏域に設定し直し、単に介護予防事務を処理するのではなく、域内の全高齢者、障害者の状況を常時把握し、保健、介護、医療の自立支援を行う地域包括支援センターを設置すること。特に、個々の対象者が必要とする保険給付外のサービスもあわせた包括的ケアプランをケア会議で確認し実施すること。そのために、専門職を最低でも6名ずつ配置することを地域包括支援センター運営協議会に付議し実施すること。
3. 従来受けていた医療、介護、就業などのサービスを、制度の改定に伴う負担増により制限せざるを得ない場合に、地域包括支援センターの専門職が必要と認めるものは、市の新たな制度として継続利用できるようにすること。その際、介護保険利用促進事業打ち切り後の低所得者5パーセント補助の実施のための選別基準は、不適切なので見直すこと。